

【件名】

配電地上機器を活用した行政情報発信の実証実験について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区は、文化・芸術振興、産業振興及びシティプロモーションなどの行政情報発信の一環として、民間事業者との連携・協力により、配電地上機器（電線の地中化に伴い設置された路上変圧器）を活用した実証実験を行うこととしたので、報告する。

1 実証実験の目的

配電地上機器による行政情報の発信（公共広告）及び商業広告により、中野区の取組や協力事業者をアピールするとともに、これらの効果測定を行い、当事業の継続性や拡大の可能性を検証する。

2 実証実験の内容（スキーム）

東京電力パワーグリッド株式会社が所有する配電地上機器に、中野区と協力事業者との共同で、中野区の行政情報（公共広告）と、協力事業者の商業広告を掲出する。

（1）実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（2）実施場所

中野駅周辺（に設置された配電地上機器）

※中野区役所西エリア、駅前・中野通り（北）エリア、中野通り（南）エリア、駅前・千光前通りエリア、大久保通りエリアのいずれか、又は複数のエリアでの実施を想定

（3）掲出内容

次の行政情報（公共広告）及び商業広告を、配電地上機器にラッピングして掲出する。

- ・「中野ミューラルプロジェクト」やアールブリュットなど中野区の文化・芸術振興に関する情報
- ・中野区デジタル地域通貨「ナカペイ」など中野区の産業振興に関する情報
- ・協力事業者の商業広告（商品やサービスだけでなく、中野区や地域への貢献をアピール）

【配電地上機器に掲出する広告のスキームとイメージ】



(4) 実施主体・事業運営者・協力事業者

本来、配電地上機器は屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例により商業広告の掲出に制限があるが、公共広告と組み合わせ、東京都広告物審議会の審査を経ることで、公共広告を掲出した配電地上機器1基に対して、商業広告を掲出した配電地上機器1基の設置が可能となる。関係する三者の役割分担は、次のとおりである。

① 実施主体：中野区

- ・ 東京都広告物審議会への付議依頼
- ・ 協力事業者との調整
- ・ 掲出場所の選定

② 事業運営者：東電タウンプランニング株式会社

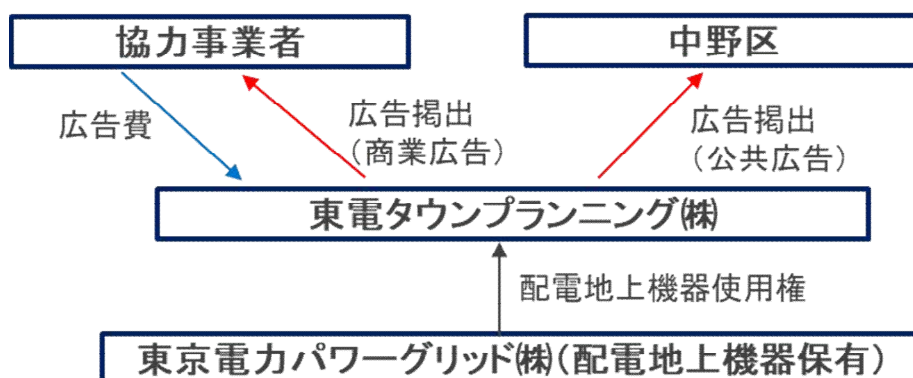
- ・ 配電地上機器の提供
- ・ 行政情報（公共広告）のデザイン作成
- ・ 機器の所有者である東京電力パワーグリッド株式会社との調整
- ・ 協力事業者との調整

※中野区と東京電力パワーグリッド株式会社及び東電タウンプランニング株式会社は、配電地上機器を活用した行政情報（公共広告）及び商業広告の実証実験を行うにあたり、協定を締結する予定である。

③ 協力事業者（商業広告主）：調整中

- ・ 商業広告料及び公共広告料の負担
- ・ 商業広告のデザイン作成
- ・ 掲出場所の選定

【役割分担のイメージ】



(5) 協力事業者

事業運営者（東電タウンプランニング株式会社）が中野区と連携して募集する。

(6) 費用負担

実証実験における中野区の費用負担はなし

(7) 主な検証項目

- ・行政情報発信（公共広告）の効果（表示内容の訴求性など）
- ・商業広告の情報発信の効果（表示内容の訴求性など）
- ・景観性評価（当該ラッピング掲出に関する景観性）
- ・事業の継続性、事業の拡大可能性（協力事業者の見込みをはじめ、広告収益による事業モデルの成立可否など）

3 その他

実証実験の結果を踏まえ、令和8年度以降の当事業の実施の有無などを明らかにする。

4 今後のスケジュール

令和7年2月	中野区と東京電力パワーグリッド株式会社及び東電タウンプランニング株式会社による実証実験に係る協定を締結
令和7年3月	屋外広告物特例許可の取得及び実証実験準備
令和7年4月～令和8年3月	実証実験（広告掲出）の実施、実証実験結果の検証